

法務省民総第190号
令和元年6月24日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

民法の一部を改正する法律の施行に伴う公証事務の取扱いについて(通達)

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号。以下「改正法」という。)は、一部を除いて令和2年4月1日から施行されます。また、改正法による改正後の民法(明治29年法律第89号。以下「法」という。)第465条の6第1項(法第465条の8第1項において準用する場合を含む。)の公正証書(以下「保証意思宣明公正証書」という。)の作成は、令和2年3月1日から囑託することができ、公証人も、同日から保証意思宣明公正証書の作成をすることができることとされています。

これに伴う、保証意思宣明公正証書の作成に関する公証事務の取扱いを別添のとおり定めましたので、事務処理上遺憾のないよう、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方お取り計らい願います。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う公証事務の取扱いについて

第 1	保証意思宣明公正証書の作成に関する改正の趣旨及び概要	1
第 2	保証意思宣明公正証書の作成が作成されていなければ効力を生じ ない保証契約	2
1	事業貸金等債務を主債務とする保証契約等	2
2	適用除外	2
第 3	保証意思宣明公正証書の法的性質	3
第 4	保証意思宣明公正証書の作成	4
1	保証意思宣明公正証書の要否についての判断	4
2	保証意思の確認	4
3	保証予定者による口授及びその筆記	7
4	法律上の口授・筆記事項以外の事項について	16
5	読み聞かせ等及び署名・押印	17
6	手続の明確化及び証拠化	18
7	その他の留意事項	19
第 5	保証意思宣明公正証書の様式等	20
1	保証意思宣明公正証書の様式	20
2	保証意思宣明公正証書の通数	20
3	保証意思宣明公正証書の作成手数料	20
4	提出を受けた書面等の保存	21

民法の一部を改正する法律の施行に伴う公証事務の取扱いについて

第1 保証意思宣明公正証書の作成に関する改正の趣旨及び概要

法は、事業のために負担した金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（以下「事業貸金等債務」という。）を主債務とする保証契約等（後記第2，1参照）について、保証人になろうとする者（以下「保証予定者」という。）が法人であるとき（後記第2，2参照）及び保証予定者が主債務者と一定の関係にあるとき（後記第2，2参照）を除き、その締結の日前1箇月以内に作成された保証意思宣明公正証書で保証予定者が保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じないと規定する（法第465条の6第1項，第3項，第465条の9）。

このような規律が新たに設けられた趣旨は、次のとおりである。事業貸金等債務を主債務とする保証契約等においては、保証債務の額が多額になりがちであり、保証人の生活が破綻する例も相当数存在するといわれている。しかし、保証契約は個人的情義等に基づいて締結されることが多いことや、保証契約の締結の際には保証人が現実に履行を求められることになるかどうか不確定であることもあって、保証人の中には、そのリスクを十分に自覚しないまま安易に保証契約を締結してしまった者が少なくないと指摘されている。そこで、個人が保証契約を締結するリスクを十分に自覚せず安易に保証人になることを防止するため、公的機関である公証人が保証予定者と直接面接し、保証予定者が保証契約を締結するリスクを十分に理解した上で保証債務を履行する意思を有していることを確認することとし、この意思確認の手続を経ていない保証契約を無効とすることとしたものである。

保証意思宣明公正証書の作成については、このような法の趣旨に鑑み、従来にも増して慎重な証書作成が求められる。

第2 保証意思宣明公正証書が作成されていなければ効力を生じない
保証契約

1 事業貸金等債務を主債務とする保証契約等

次の から までに掲げる保証契約は、事前に保証意思宣明公正証書が作成されていなければ、後記2に記載する場合を除いて、効力を生じない。

事業貸金等債務を主債務とする特定債務保証契約(根保証契約以外の保証契約をいう。以下同じ。)(法第465条の6第1項)

主債務の範囲に事業貸金等債務が含まれる根保証契約(法第465条の6第1項)

上記 又は の保証契約の保証人の主債務者に対する求償権に係る債務(以下「事業貸金等債務保証に係る求償債務」という。)を主債務とする特定債務保証契約(法第465条の8第1項前段)

主債務の範囲に事業貸金等債務保証に係る求償債務が含まれる根保証契約(法第465条の8第1項後段)

2 適用除外

次の 又は の保証契約は、前記1の保証契約に該当しても、保証意思宣明公正証書が作成されていないことを理由に無効とならない。

保証人が法人である保証契約(法第465条の6第3項,第465条の8第2項)

保証人が次のアからウまでに掲げる者である保証契約(法第465条の9)

ア 主債務者が法人である場合のその理事,取締役,執行役又はこれらに準ずる者

イ 主債務者が法人である場合の次に掲げる者

(ア) 主債務者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下このイにおいて同じ。)の過半数を有する者

- (イ) 主債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - (ウ) 主債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者
 - (I) 株式会社以外の法人が主債務者である場合における(ア), (イ)又は(ウ)に掲げる者に準ずる者
- ウ 主債務者(法人であるものを除く。以下このウにおいて同じ。)
と共同して事業を行う者又は主債務者が行う事業に現に従事している主債務者の配偶者

第3 保証意思宣明公正証書の法的性質

保証意思宣明公正証書は、保証契約の締結という法律行為そのものについて作成されるものではなく、その準備的行為として作成されるものであるため、法律行為に関する公正証書そのものではない。しかし、その作成がその後に締結される保証契約の有効要件となっているため、法律行為に関する公正証書に準ずるものとして扱うのが相当である。したがって、保証意思宣明公正証書の作成には、公証人法(明治41年法律第53号)第26条や公証人法施行規則(昭和24年法務府令第9号)第13条など法律行為に関する公正証書に関する規定が適用又は類推適用されることになる。

そのため、保証意思宣明公正証書は、保証予定者が口授したという事実を公証人が五感の作用により認識した結果としてそのまま記載すれば足りるものではなく、公証人は、保証予定者が真に保証のリスクを十分に理解した上でその保証契約を締結し、保証債務を履行する意思を有していることを確認することができなければ、作成を拒絶しなければならない。

なお、仮に、保証予定者が法第465条の6第2項第1号に掲げる事項を口授し、公証人がその事実を実験した上で録取した事実実験公正証書を作成しても、それは保証意思宣明公正証書に該当せず、

これを代替することもできない（例えば，保証意思宣明公正証書を作成する必要がないと誤信し，事実実験公正証書を作成したが，その後締結された保証契約が保証意思宣明公正証書が作成されていなければ有効に成立しないものであった場合には，当該保証契約は効力を生じない。）。

第4 保証意思宣明公正証書の作成

1 保証意思宣明公正証書の要否についての判断

保証意思宣明公正証書が作成されていなければ効力を生じない保証契約は前記第2記載のとおりであるが，保証予定者が締結しようとする保証契約がこれらに該当することは，保証意思宣明公正証書を作成する要件ではなく，保証予定者がこれら以外の保証契約を締結しようとしている場合であっても，保証意思宣明公正証書を作成することができる。したがって，保証予定者が保証意思宣明公正証書の作成を求めたときは，公証人は，当該保証契約が保証意思宣明公正証書を作成しなければ有効に成立しないものであるかどうかについて判断すべきではなく，仮に当該保証契約が保証意思宣明公正証書を作成せずとも有効に成立し得るとしても，そのことを理由に，その作成を拒絶することはできない。

2 保証意思の確認

保証意思の意義等

保証意思宣明公正証書は，保証予定者に保証意思があることを確認した上で，口授・筆記等の法定の手續を踏まなければ，作成することができない。保証意思とは，真に保証のリスクを十分に理解した上でその保証契約を締結し，保証債務を履行する意思をいう。保証予定者に保証意思がないにもかかわらず公証人が保証意思宣明公正証書を作成することは，民法上予定されていない。仮に，保証予定者に保証意思がないのに保証意思宣明公正証書として書面が形式上作成されることがあったとしても，その公正証書は保証意思宣明公正証書に該当せず，したがって，その後保証予定者が保証契約を締結しても，法第465条の6第1項所定の要件を欠き，その保証契約は効力を生じない。

公証人は、保証意思を確認する際には、保証予定者が保証しようとしている主債務の具体的内容を認識しているかどうかや、保証契約を締結すれば保証人は保証債務を負担し、主債務が履行されなければ自らが保証債務を履行しなければならなくなることを理解しているかどうかを検証し、保証予定者が保証契約のリスクを十分に理解した上で、相当の考慮をして保証契約を締結しようとしているか否かを見極めなければならない。

公証人は、保証予定者が保証意思を有していることを確認することができない場合には、無効な法律行為等については証書を作成することができないとする公証人法第26条の規定に基づき、公正証書の作成を拒絶しなければならない。

保証意思を確認する際の留意事項

ア 法は、保証予定者本人が口授すべき旨を定めており、保証意思宣明公正証書の作成に当たって口授すべき事項を代理人が口授することはできない（法第465条の6第2項）。

保証予定者が成年被後見人その他の制限行為能力者である場合であっても、必要事項を口授して保証意思を表示するのは保証人本人でなければならず、後見人等の法定代理人が本人に代わって必要事項を口授することはできない。なお、保証予定者の事理弁識能力が不十分であることが疑われる場合には、保証契約のリスクを十分に理解しているか等をより丁寧に確認するものとする。

イ 保証債務は、主債務の範囲を限定する特約がある場合を除き、主債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものを包含する（法第447条第1項）。公証人は、必要に応じてこの点を説明し、保証予定者がこれを理解した上で保証契約を締結する意思を有しているかどうかを確認するものとする。

ウ 公証人は、保証予定者が保証契約のリスクを十分に理解した上で、相当な考慮をして保証契約を締結しようとしているか否かを確認しなければならない。

具体的には、保証予定者が主債務の具体的な内容を理解して

いるかどうかには疑問がある場合には、主債務の内容を確認するように促すなどして、その理解を確認しなければならない。また、保証予定者が保証契約の法的意味を理解しているかどうかには疑問がある場合には、主債務が履行されなかったときは自らが保証債務を履行しなければならなくなることや、保証の範囲には主債務の元本のほか、利息、違約金、遅延損害金その他主債務に従たる全てのものが含まれることなどについて保証予定者が理解しているかどうかを確認しなければならない。さらに、保証予定者が締結しようとしている契約が連帯保証契約である場合には、催告の抗弁及び検索の抗弁を主張することができないこと、分別の利益がないことについても、保証予定者が理解しているかどうかを確認しなければならない。

ここでいう保証契約のリスクとは、保証契約の法的意味にとどまらず、保証予定者自身が、当該保証債務を負うことによって直面することが有り得る具体的な不利益を意味している。したがって、公証人は、例えば、保証債務を履行することができない場合には、所有する不動産や給与債権が差し押さえられるなどのリスクがあることを保証予定者が理解しているかどうかを確認し、その理解が不十分である場合にはこのようリスクについても説明するものとする。

エ 保証予定者が保証契約のリスクを十分に理解していることを確認するに当たっては、保証予定者が主債務者の財産状況等について把握しているかを確認することも必要である。法は、事業のために負担する債務を主債務とする保証又は主債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の保証予定者が保証契約の締結に当たってそのリスクをより慎重かつ適切に判断することができるよう、主債務者は、これらの保証の委託をするときは、保証予定者に対して主債務者の財産及び収支の状況等に関する情報を提供しなければならないこととしている（法第465条の10第1項）。

保証意思を確認する際には、この情報提供義務に基づく情報提供の有無及び提供された情報の内容を確認し、保証予定者が

その情報も踏まえて保証人になろうとしているかどうかを見極めなければならない。仮に、保証予定者が主債務者から情報の提供を受けていないことが判明した場合には、公証人は、主債務者から情報の提供を受けるように促すものとする。

オ 保証意思の有無を確認するに当たっては、保証予定者が保証契約を締結しようとするに至った経緯（主債務者と保証予定者との関係、借入金の用途等を含む。）について聴取し、保証予定者が保証契約のリスクを十分に理解せず安易に保証人になってはいないかを検証することも必要である。仮に、債権者や主債務者から保証人となることを強く求められたといった事情が判明した場合には、保証予定者が保証契約のリスクを十分に理解しているかどうかをより丁寧に確認するものとする。

第三者の立会い

保証予定者が口授をする際に、債権者、主債務者その他の第三者が立ち会うと、保証予定者がその者から不当な干渉を受けるおそれがある。このため、公証人が保証予定者から口授を受ける際には、介助者を同席させる必要があるなどの合理的な理由がある場合を除き、第三者を立ち会わせるべきではなく、特に、債権者や主債務者（これらが法人その他の団体である場合の従業員等の関係者を含む。）は、立ち会わせないものとする。

3 保証予定者による口授及びその筆記

法律上口授・筆記することが求められる事項

保証予定者が口授し、公証人が筆記しなければならない事項は、次のとおりである（法第465条の6第2項。なお、事業貸金等債務保証に係る求償債務の保証契約については、後記参照）。

ア 保証予定者が締結しようとする保証契約が事業貸金等債務を主債務とする特定債務保証契約である場合

(ア) 主債務の債権者及び債務者

(イ) 主債務の元本

(ウ) 主債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容

(エ) 主債務者がその債務を履行しないときには、その債務の

全額について履行する意思を有していること（保証予定者が連帯保証債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主債務者に対して催告をしたかどうか、主債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思を有していること）

イ 保証予定者が締結しようとする保証契約が主債務の範囲に事業貸金等債務が含まれる根保証契約である場合

(ア) 主債務の債権者及び債務者

(イ) 主債務の範囲

(ウ) 根保証契約における極度額

(エ) 元本確定期日の定めの有無及びその内容

(オ) 主債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において、元本確定期日又は法第465条の4第1項各号若しくは第2項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時までには生ずべき主債務の元本及び主債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思を有していること（保証予定者が連帯根保証債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主債務者に対して催告したかどうか、主債務者がその債務を履行することができるかどうか、又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思を有していること）

保証予定者が締結しようとする保証契約が事業貸金等債務を主債務とする特定債務保証契約である場合（前記 アの場合）の留意事項

ア 主債務の債権者及び債務者について

主債務の債権者及び債務者を口授・筆記するに当たっては、後に作成される保証契約書における当事者の記載との間で同一性に疑問が生じないように、氏名又は名称のみではなく、債権者又は主債務者が個人である場合には住所、職業、生年月日等、法人である場合には代表者名、本店所在地等、特定に必要な事

項を併せて口授させ、筆記するものとする。

イ 主債務の元本について

主債務の元本は、保証人の責任の基本的範囲を画するものであるから、保証予定者にその具体的な額を明確に口授させ、具体的な認識を有しているかどうかを確認するものとする。

主債務の元本の額が確定しておらず、主債務の元本の額が最終的にどの程度の額になるかが全く見通せないような場合には、保証人が保証契約のリスクを理解することもできないから、保証意思宣明公正証書を作成することはできない。もっとも、保証意思宣明公正証書の作成時点では主債務の元本の額が正確には確定していないがおおよその範囲は決まっており、かつ、諸事情により、その時点で保証意思宣明公正証書を作成せざるを得ない場合には、元本がこの金額を上回ることはないという上限を口授させ、筆記することにより、保証意思宣明公正証書を作成することも許される。この場合には、例えば、「甲が乙に金 〇〇 円以内で貸し付ける金員の貸金債務について保証する」と口授させ、筆記する。ただし、保証契約のリスクを具体的に把握するためには、主債務の内容ができる限り特定されていることが望ましいから、合理的な理由がないのに漠然とした記載がされることのないよう、どのような事情があるために確定した額を口授することができないかを確認するものとする。

ウ 主債務に関する利息、違約金、損害賠償等について

主債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容は、保証債務の範囲を画する事項であるから、その定めの内容を明確に口授させ、具体的な認識を有しているかどうかを確認するものとする。法第465条の6第2項第1号イ及び口の「その債務に従たる全てのもの」は、法第447条第1項の「その債務に従たるすべてのもの」と同旨であり、その定めとは、契約締結費用等の保証の対象となる債務についての定めのことである。

利息について、単に「法定利率による」と合意されていた場合には、民法に従って利息が生じた最初の時点での法定利率を

意味することになると考えられる（法第404条第1項）が、その場合にも、その旨を口授させ、「利息が生じた最初の時点での法定利率」と公正証書に筆記するものとする。これと異なり、保証契約締結時点の法定利率に固定する趣旨である場合や、法定利率が変動すればそれに応じて利率が変動する趣旨である場合には、その旨を明示するものとする。例えば、前者の場合には「保証契約締結時における法定利率による」などと筆記し、後者の場合には「法定利率（完済までに変動した場合は、その後生ずべき利息については変動後の法定利率）による。」などと筆記するものとする。

また、例えば、利息又は遅延損害金の算定に用いる割合が一定の計算式によって変動することが合意されており、特定の数値を口授させ、筆記することができない場合には、その計算式をそのまま口授させ、筆記するものとする。

利息又は遅延損害金の算定に用いる割合について、保証契約締結時には特定の数値を定める予定ではあるが、保証意思説明公正証書を作成する段階では具体的な数値が決まっていない場合に、「年 %以内で定める利率」などと上限を示して利率等を口授させ、筆記することが許されること、その際にどのような事情があるために確定していないかを確認する必要があることは、主債務の元本（前記イ）と同様である。

エ 保証債務を履行する意思について

保証意思の確認については前記2記載のとおりであり、この確認をすることができたときは、保証の対象となる債務の範囲や連帯保証かどうか等を明確にして、例えば「主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについて、（主債務者と連帯して）履行する意思を有している」などと筆記する。

保証予定者が締結しようとする保証契約が主債務の範囲に事業貸金等債務が含まれる根保証契約である場合（前記イの場合）の留意事項

ア 主債務の債権者及び債務者について

「主債務の債権者及び債務者」については、前記 アと同様である。

イ 主債務の範囲について

根保証契約による責任が及ぶ主債務の範囲は、疑義のないように契約類型等でその外延が明確に定められている必要がある（例えば、「貸主甲と借主乙間の令和 年 月 日付け貸金取引約定書に基づく債務」など）から、公証人は、保証予定者にその具体的内容を明確に口授させ、具体的な認識を有しているかどうかを確認するものとする。

ウ 根保証契約における極度額について

主債務の範囲に事業貸金等債務が含まれる根保証契約（前記第2，1）は、保証人が法人でない場合は、いずれも個人根保証契約（法第465条の2第1項）に該当する。個人根保証契約における保証人は、主債務の元本、利息、違約金、損害賠償等及びその保証債務について約定された違約金、損害賠償につき、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負い、極度額の定めのない個人根保証契約は効力を生じない（法第465条の2第1項及び第2項）。極度額は、保証人の責任の上限を画する重大な意義を有するため、その具体的な額について明確に口授させ、具体的な認識を有しているかどうかを確認しなければならない。

極度額が確定しておらず、最終的にどの程度の額になるかが全く見通せないような場合には、保証予定者が保証契約のリスクを理解することもできないから、原則として、保証意思宣明公正証書を作成することはできないが、極度額のおおよその範囲は決まっており、かつ、諸事情により、その時点で保証意思宣明公正証書を作成せざるを得ない場合には「〇円以内で定める金額」などと上限を示して極度額を口授させ、筆記することが許されること、その際にどのような事情があるために確定していないかを確認する必要があることは、特定債務保証契約における主債務の元本（前記 イ）と同様である。

エ 元本確定期日の定めの有無及びその内容について

主債務の範囲に事業貸金等債務が含まれる根保証契約(前記第2,1)は,保証人が法人でない場合は,個人貸金等根保証契約(法第465条の3第1項)に該当する。個人貸金等根保証契約においては,元本確定期日の定め(ただし,締結の日から5年を経過する日より後の日を定めることはできない。)がある場合はその日に,その定めがない場合は締結の日から3年を経過する日に,主債務の元本が確定する(法第465条の3第1項及び第2項)。元本確定期日は,保証人の責任を画する重大な意義を有するものであるため,元本確定期日に関する合意がある場合にはその定めの内容を,ない場合にはその旨を保証予定者に口授させ,具体的な認識を有しているかどうかを確認しなければならない。保証予定者が,元本確定期日に関する合意がない旨を口授した場合には,個人貸金等根保証契約の締結の日から3年を経過する日に元本が確定することを理解していることを確認するものとする。

なお,法第465条の4第1項及び第2項に掲げる事由その他の元本確定事由については,口授の対象とはされていない。

オ 保証債務を履行する意思について

保証意思の確認については,前記2記載のとおりであり,この確認をすることができたときは,保証の対象となる債務の範囲や連帯保証かどうか等を明確にして,例えば,「極度額の限度において元本確定期日又は元本確定事由が生ずる時まで生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息,違約金,損害賠償その他その債務に従たる全てのものについて(主債務者と連帯して)履行する意思を有している」などと筆記する。

カ その他について

保証予定者が,保証の対象となる範囲に含まれる債務については債務発生ごとの通知等がされることなく当然に保証債務が生ずるという根保証契約の基本的仕組みについて理解しているかどうか疑問がある場合には,公証人は,このような根保証の仕組みを保証予定者に説明し,これを踏まえて根保証契

約を締結する意思があるかどうかを確認するものとする。

事業貸金等債務保証に係る求償債務の保証契約

事業貸金等債務保証に係る求償債務を主債務とする特定債務保証契約（前記第2，1）及び主債務の範囲に事業貸金等債務保証に係る求償債務が含まれる根保証契約（前記第2，1）についても，前記第2，2に記載する場合を除いて，あらかじめ保証意思宣明公正証書を作成することが必要である（法第465条の8，第465条の9）。これらの場合の口授・筆記事項についても，保証契約の性質に応じて，前記ア又はイの記載が当てはまる。その口授・筆記に当たっての留意事項は，次のアからウまでに記載したほか，次のア及びイの保証契約については前記の，次のウの保証契約については前記の記述がそれぞれ当てはまる。

ア 事業貸金等債務を主債務とする特定債務保証契約（甲保証契約）の保証人の主債務者に対する求償権に係る債務を主債務とする特定債務保証契約（乙保証契約）

(ア) 「主債務の債権者及び債務者」として，乙保証契約の債権者（甲保証契約の保証人）及び主債務者（甲保証契約の主債務者）を口授させ，筆記する。

(イ) 「主債務の元本」にいう「主債務」は，甲保証契約の保証人が甲保証契約に従い弁済したことによって生ずる求償債務である。その元本の口授・筆記に当たっては，求償債務の具体的な内容を明らかにしなければならないので，その発生の原因である甲保証契約の主債務の元本及び主債務に関する利息，違約金，損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容（さらに，保証債務についてのみ違約金又は損害賠償の額の約定があるとき（法第447条第2項参照）は，その内容を含む。）を口授させ，筆記した上で，「乙保証契約の債権者（甲保証契約の保証人）が甲保証契約に従い弁済したことによって生ずる求償債務」などと筆記する。

(ウ) 「主債務に関する利息，違約金，損害賠償その他その債務

に従たる全てのものの定めの有無及びその内容」として、乙保証契約の主債務（甲保証契約の主債務者の求償債務）に関する利息，違約金，損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容を口授させ，筆記する。

イ 主債務の範囲に事業貸金等債務が含まれる根保証契約（甲根保証契約）の保証人の主債務者に対する求償権に係る債務を主債務とする特定債務保証契約（乙保証契約）

(ア) 「主債務の債権者及び債務者」については，前記ア(ア)と同様である。

(イ) 「主債務の元本」にいう「主債務」は，甲根保証契約の保証人が甲根保証契約に従い弁済したことによって生ずる求償債務である。その元本の口授・筆記に当たっては，求償債務の具体的な内容を明らかにしなければならないので，甲根保証契約の主債務の範囲，極度額並びに元本確定期日の定めの有無及びその内容を口授させ，筆記した上で，「乙保証契約の債権者（甲根保証契約の保証人）が甲根保証契約に従い弁済したことによって生ずる求償債務」などと筆記する。

(ウ) 「主債務に関する利息，違約金，損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容」は，前記ア(ウ)と同様である。

ウ 事業貸金等債務についての特定債務保証契約又は主債務の範囲に事業貸金等債務が含まれる根保証契約（甲保証契約）に係る求償債務が主債務の範囲に含まれる根保証契約（乙根保証契約）

(ア) 「主債務の債権者及び債務者」については，前記ア(ア)と同様である。

(イ) 「主債務の範囲」として，乙根保証契約における主債務の範囲を口授させ，筆記する。なお，甲保証契約の主債務の元本及び主債務に関する利息，違約金，損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容（甲保証契約が特定債務保証契約である場合）や，甲保証契約の主債務の範囲，極度額，元本確定期日の定めの有無（甲保証契約が

根保証契約である場合)を口授させる必要はない。

(ウ) 「根保証契約における極度額」として、乙根保証契約における極度額を口授させ、筆記する。主債務の範囲に事業貸金等債務保証に係る求償債務が含まれる根保証契約は、保証人が法人でない場合は、個人根保証契約に該当するから、極度額の定めがされていなければ、その効力を生じない(法第465条の2第2項)。

(I) 「元本確定期日の定めの有無及びその内容」として、乙根保証契約における元本確定期日の定めの有無及び定めがあるときはその内容を筆記する。

なお、主債務の範囲に事業貸金等債務保証に係る求償債務が含まれる根保証契約は、当然に貸金等根保証契約に該当するわけではなく、乙根保証契約の主債務の範囲に貸金等債務が含まれない場合には、元本確定期日に関する法第465条の3が適用されないので、元本確定期日の定めがないと、元本の確定に期限がないことになる。そこで、このような場合には、保証予定者がこの点を理解していることを確認するものとする。乙根保証契約の主債務の範囲に貸金等債務が含まれる(貸金等根保証契約である)場合は、法第465条の3が適用されることとなるが、この場合の留意事項等については、前記エと同様である。

保証予定者による口授の際の書面の利用

保証予定者が口授する際に、その内容の正確性を担保するためや記憶を喚起するために、あらかじめ準備していた契約書の草案等の書類やメモ等を補充的に参照すること自体は、直ちに禁止されるものではない。また、保証予定者の事実誤認などがうかがわれる場合に、公証人が保証予定者から提出された手元の資料を見て、事実誤認を指摘することも、直ちに禁止されるものではない。

もっとも、法第465条の6第2項第1号に掲げる方式に従ったものといえるためには、保証意思宣明公正証書の作成が要求された趣旨からしても、同号イ及びロに定めた事項を保証予定者が個別に口授することが必要であり、例えば、保証予定者が「契約

書に記載したとおり。」などと述べるにとどまり、公証人も各口授事項について保証予定者の理解を確認しなかったという場合には、同号の口授がされたとはいえない。

保証予定者が個別に口授する場合であっても、メモ等の参照や公証人の指摘は飽くまでも正確性を担保するために補助的に用いるべきものである。したがって、公証人は、保証予定者にメモ等を参照させたり事実誤認を指摘したりした場合には、慎重にその保証意思を確認しなければならない。例えば、定額で定められた主債務の額などの基本的かつ単純な事項についてもメモ等を参照しなければ口授することができない場合や、保証予定者がメモ等を読み上げるのみで、その具体的な意味を質問しても十分な説明をすることができない場合などには、保証予定者が口授すべき事項の内容を十分理解しているとは認められず、保証意思宣明公正証書を作成することは許されない。

4 法律上の口授・筆記事項以外の事項について

主債務者の財産状況等の情報提供に関する事項

公証人は、保証意思を確認する際には、法第465条の10が規定する主債務者の財産状況等についての情報提供義務に基づく保証予定者に対する情報提供の有無及び提供された情報の内容を確認し、保証予定者がその情報も踏まえて保証人になろうとしているかどうかを見極めるものとする。

情報提供義務が履行されたこと及びその提供された情報の内容は、その後に締結される保証契約を取り消すことができるかどうかに関わり、保証予定者だけでなく債権者にとっても重要な意味を有するものであるため、主債務者の財産状況等の情報提供について公証人が確認した事項は、記録に残すものとする。例えば、保証予定者が主債務者から書面で情報の提供を受けていた場合には、公証人は、保証予定者からその書面の写しの提供を受け、附属書類として連綴する。また、保証予定者が主債務者から口頭で情報の提供を受けた場合には、公証人は、その内容を保証予定者から確認した上でその要領を録取した書面を作成し、同書面を附属書類として連綴する（後記6参照）。

保証意思の有無に関連する事情の記載等

保証予定者が保証契約を締結するか否かを判断するに当たって通常考慮すると考えられる事項として、法律上の口授・筆記事項のほか、借入金の使途、債務の弁済期及び弁済方法、保証契約締結予定日、主債務者と保証予定者との関係等が考えられる。しかし、保証意思宣明公正証書を作成するに当たって、保証予定者が口授し、公証人が筆記することとされている事項は法定されている（法第465条の6第2項第1号、第2号）から、公正証書上に口授された事項として筆記するのも、原則として、これらの事項に限定すべきであると考えられ、上記 から までの事項など、保証予定者が通常考慮すると考えられる事項が常に筆記の対象となるわけではない。

もっとも、公証人は、上記 から までの事項など、法律上の口授・筆記事項には含まれないが保証意思の有無に関連する事情について、万が一その後に紛争が生じた場合に備えて記録に残しておく必要があると認めた場合には、これらの事項についての保証予定者の説明の要領を書面に録取し、それを附属書類として連綴するものとする（後記6 参照）。

5 読み聞かせ等及び署名・押印

公証人は、保証予定者の口述を筆記し、これを保証予定者に読み聞かせ、又は閲覧させ、その正確なことの承認を得た後、署名押印させ、自らが署名押印する（法第465条の6第2項第2号から第4号まで）。この方式は、公正証書遺言の作成手続（民法第969条等）と同様のものである。

なお、口授や読み聞かせが終了した後であっても、公正証書の作成が完了するまでの間に保証人が保証意思を翻意した場合には、保証意思宣明公正証書を作成することはできない。

法第465条の6第2項第2号は、作成した公正証書の記載内容の確認方法として、読み聞かせ又は閲覧を規定しているが、読み聞かせと閲覧の双方を行っても差し支えない。

保証予定者が署名することができないときは、公証人がその事由を付記して署名に代えることができる（法第465条の6第2

項第3号ただし書)。事由の記載は、「病気」「無筆」等と記載すれば足り、病名等を具体的に記載することは要求されていない。法令上、保証予定者に代わって公証人が代署することは要求されていないが、遺言公正証書と同様に、行政先例に準じて公証人が代署しても差し支えない。

保証予定者が外国人である場合は、署名のみで足り、押印は必要でない（明治32年法律第50号（外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル法律）第1条）。逆に、保証予定者が日本人である限り、押印は必須の要件である。

保証予定者が口がきけない者である場合は、公正証書遺言の場合と同様、申述すべき各事項を通訳人の通訳により申述し、又は自書して口授に代えなければならない（法第465条の7第1項）。ある程度の発話はできるが、聴覚障害等のために発音が不明瞭で、公証人においてその聴取が困難な者も「口がきけない者」に当たるので、留意する。保証予定者が耳が聞こえない者である場合は、公正証書遺言の場合と同様、筆記した内容を通訳人の通訳により伝えて、読み聞かせに代えることができる（同条第2項）。これらの場合には、公正証書にその旨を記載しなければならない（同条第3項）。

手話通訳等の通訳人は、保証予定者において確保する必要があるが（公証人法第39条）、必要に応じて、各都道府県の手話通訳派遣協会等を通じて一定の水準の能力を有する手話通訳者を確保することが可能である旨を教示するものとする。

6 手続の明確化及び証拠化

公正証書作成の際の書面の引用

公証人が公正証書を作成する際には、保証予定者が口授した内容を公正証書に記載することになるが、口授した内容のうち細目的事項については書面を引用する方法で記載することも許される。

一般に、公正証書には他の書面を引用することができる（公証人法第40条）が、それは、他の書面を補充的・補完的に利用することを前提としているものであるから、公正証書に本旨とすべ

き法律行為の要綱を記載せずに、契約書等の書面の全部を引用するのは相当でなく、許されない。したがって、保証意思宣明公正証書を作成する際に契約書等の書面を引用することが許されるのは、細目的な事項についてのみであり、少なくとも主債務者や債権者、主債務の元本の額や極度額について書面を引用することは許されない。

なお、書面を引用する場合であっても、保証予定者による口授を省略することができないことは当然である。

保証予定者による説明の記録等

前記4 記載のとおり、保証意思宣明公正証書に記載すべき事項は、原則として法定された事項に限定される。

もっとも、保証予定者が主債務の内容や保証契約のリスクについて十分な理解をしているかどうかが一見疑わしく、公証人が注意をしたり説明を求めたりした結果、最終的に保証意思宣明公正証書を作成することとした場合など、その後に締結される保証契約の有効性をめぐる紛争が生ずる可能性が高いと考えられる場合には、保証意思宣明公正証書が適切に作成されたことを示すため、公証人がした注意の内容や、公証人による説明の求めに応じて保証予定者がした説明の内容、公証人が保証予定者に保証契約のリスクを理解させるためにした説明の内容等の要領を録取した書面を作成し、証書の原本とともに附属書類として連綴するものとする。

7 その他の留意事項

執行認諾文言

保証意思宣明公正証書は、保証契約の締結に先立ち、保証契約書とは別に作成されなければならないものであり、民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条第5号に規定する執行証書となることはない。そのため、保証意思宣明公正証書には、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述（執行認諾文言）を付することはできない。

保証契約公正証書の作成

法第465条の6第1項は、保証意思宣明公正証書は、保証契

約の締結に先立ち作成されなければならないとしているが、手続上これらの先後を明確にした上で、保証意思宣明公正証書と保証契約公正証書を同じ日に作成することは可能である。

もっとも、保証意思宣明公正証書の作成に係る保証予定者の意思と、保証契約公正証書の作成に係る保証予定者の意思は、その時期及び内容の点において別個のものであるから、保証契約公正証書作成の際には改めて意思確認を行わなければならない。特に、保証意思宣明公正証書作成後、直ちに執行認諾文言付きの保証契約公正証書の作成が囑託されるような場合には、当該保証契約公正証書を作成するに当たって、保証予定者が執行認諾文言を付す意味を真に理解しているかどうかの確認を慎重に行わなければならない。公証人は、保証予定者に対し、執行認諾文言付きの保証契約公正証書を作成することの意味を、将来保証予定者に生じ得る不利益を含め、より丁寧に説明し、保証予定者がその意味を真に理解をしていないことが疑われるときには、日を改めて再度意思確認を行う等の配慮をするものとする。

第5 保証意思宣明公正証書の様式等

1 保証意思宣明公正証書の様式

保証意思宣明公正証書の様式については、通常の公正証書の様式によるものとする。

2 保証意思宣明公正証書の通数

保証意思宣明公正証書は、保証予定者ごとに、別個に作成するものとする。

保証予定者が締結しようとする保証契約が複数ある場合（異なる債権者との間に保証契約が複数ある場合を含む。）には、公証人は、囑託人の選択に従い、保証契約ごとに各一通の、又は一括して1通の公正証書を作成するものとする。

3 保証意思宣明公正証書の作成手数料

手数料の額は、保証予定者による保証意思の表示1件につき1万1,000円である（公証人手数料令（平成5年政令第224号）第9条、第16条及び別表参照）。なお、保証意思の表示の

件数は、保証契約ごとに、1件とするものとする。

4 提出を受けた書面等の保存

公証人は、保証予定者から、保証契約についての保証予定者の認識を記載した書面、保証意思宣明公正証書に記載すべき事項を裏付ける資料、保証予定者が主債務者から法第465条の10に基づく情報の提供を受けたことを裏付ける資料その他の保証意思の確認が適切に行われたことを明らかにする重要な書面が提出された場合には、当該書面を附属書類（公証人法第41条第1項）として保証意思宣明公正証書に連続するものとする。また、公証人が保証予定者の口授又は質問に対する回答の要領を録取した書面を作成した場合には、当該書面も、上記提出された書面と同様に、附属書類として連続するものとする。

以上